

# 社会福祉施設整備マニュアル

契約事務手続（設計・工事）

2021年（令和3年）12月

福山市保健福祉局

# 社会福祉施設整備マニュアル

## 契約事務手続（設計・工事）の制定について

「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日 雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号）に基づき、公共性の高い社会福祉法人が行う施設整備等の契約事務手続の標準的な例について、福山市が行う契約事務手続をもとに示し、社会福祉法人が適正に契約事務を行えるよう定めるものです。

# 目 次

I	設 計	1
1	設計等	1
2	設計等の流れ	1
II	工事等の契約	4
1	契約の基本事項	4
2	契約の流れ	5
	(様式1) 入札参加者選定届	9
	(様式2) 入札結果届	10
	(様式3) 入札調書	11
III	契約事務手順	12
1	契約方式	12
2	契約方式の決定	12
3	競争入札	13
	(1) 一般競争入札	13
	(2) 指名競争入札	15
	(3) 予定価格等	17
	(4) 入札条件等の説明	17
	(5) 入札の執行等	18
	(6) 入札後の確認・署名	19
	(7) 入札結果の届出	19
	(8) 入札結果の開示	19
	(9) 落札者がいない場合の措置	19
4	随意契約	20
	(1) 範囲	20
	(2) 手順	20
5	請負契約の締結	21
	(1) 契約保証金	21
	(2) 前払金保証	21
	(3) 請負契約の締結	21

○入札の手順	2 2
--------	-----

○2021年度(令和3年度)2022年度(令和4年度)工種別, 等級別発注標準表	2 4
--	-----

## ○入札関係様式

・ 予定価格調書	2 5
・ 委任状	2 6
・ 工事入札書	2 7
・ 工事見積書	2 8
・ 指名競争入札参加申込書	2 9
・ 指名競争入札選定結果通知書	3 0

## ○厚生労働省通知

・ 「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び	
・ 「社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」	3 1
・ 「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」	3 7
・ 「社会福祉施設整備の競争契約における最低制限価格制度の	
取扱いについて」	4 1

## ○福山市入札関係要綱等

・ 福山市条件付一般競争入札事務処理要綱	4 2
・ 福山市測量, 建設コンサルタント等業務条件付一般競争入札事務処理要綱	4 9
・ 福山市建設工事共同企業体取扱要綱	5 1
・ 福山市建設工事最低制限価格事務取扱要領	5 3
・ 福山市測量, 建設コンサルタント等業務最低制限価格事務取扱要領	5 5

# I 設計

## 1 設計等

補助金交付内示の通知を受けた後、補助事業に着手する。まずは施設整備等の実施へ向けて、施設等の設計を発注する。

### (1) 設計の事前着手

事前着手による契約での経費は、補助対象経費とならないが、設計にかかる経費などで補助対象経費に含めない場合は、交付決定前に契約することができる。ただし、建設事業実施の確実性を担保する観点から、福山市補助内示前の契約締結は適切でない。

### (2) 設計施工の原則禁止

施設整備にあつては、設計と施工とを同一業者が行う設計施工は、原則として認められない。

## 2 設計等の流れ

- (1) 設計委託契約
- (2) 設計
- (3) 設計まとめ
- (4) 建築確認等報告

### (1) 設計委託契約

#### ①契約手続

実施設計にかかる委託契約については、軽微なものを除き、あらかじめ理事会において契約方法等について、議決されていることが必要である。

また、設計委託費を補助対象経費に含める場合、実施設計等にかかる契約の手続は、公共団体の手続に準拠していることが、国庫補助の条件とされている。

ただし、設計業務については、施設整備を実施する際に、補助協議前からかわってもらわねばならず、特定の設計業者と随意契約を行うことも可能であるが、設計業者選定の根拠を明確にするため、上記契約方法等を議題とする理事会において、併せて当該設計業者を選定した基準や理由等について理事会の承認を得ること、また選定理由等も含め承認が得られた旨理事会議事録に記載することが適当である。

(法人の定める経理規程(以下「経理規程」という。)の「契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合」に該当。)

## ②設計委託契約書の構成

契約書は、一般的に次により構成されている。

### ア 設計（監理）業務委託契約書

（注）設計監理を一貫して契約したのもでも可。

（注）建築設計関連4団体（社団法人日本建築士事務所協会連合会，社団法人日本建築士会連合会，社団法人日本建築家協会，社団法人建築業協会）が制定した「契約書式」がある。

### イ 添付書類

#### ⑦設計業務委託契約約款

（注）建築設計関連4団体で定めたものがある。

#### ⑧仕様書

（注）委託契約の中で建築士事務所等が行う業務の内容を明記したもの。

## （2）設計

建築設計事務所等と設計委託契約を締結し，実施設計に着手させ，建設関係行政機関との調整や工事発注へ向けての図面作成などを行わせ，設計をまとめる。

設計においては，各種の基準に適合させるとともに，より良い施設とするため，入所者等の処遇や効率的な運営などに留意することが必要である。

### ①諸基準等

#### ア 建築基準法・消防法等の建設関係法令

#### イ 厚生労働省の示す施設・設備の最低基準，指定基準，及びそれぞれの解釈通知等に規定された構造・設備の基準（基準だけでなく，解釈通知にも適合する必要がある。）

（建物構造：耐火建築物・準耐火建築物の規制の有無，不燃材料による仕上げの必要性，耐火区画の必要性，避難階段又は特別避難階段の確保の必要性及び数量等）

（建物設備：廊下幅（内法）の確保，必要な諸室及び諸室の数，各室の面積（内法）の確保等）

#### ウ 補助対象施設としての基準（補助制度が設けられている諸室の面積等）

### ②設計上の留意点（参考）

#### ア 入所者・利用者の良好な生活環境への配慮

#### イ 防災対策等安全への配慮

#### ウ 衛生管理への配慮

#### エ 施設開設後の保守管理も含めた効率的経営への配慮

#### オ 職員処遇への配慮

### (3) 設計まとめ

#### ①工事費見積り

設計より作成された図面等から工事費見積り（設計金額の算出）を行う。

なお、見積りにあたり、数量については公共建築数量積算基準（国土交通省官庁営繕部）等を、単価については、一般財団法人建設物価調査会や一般財団法人経済調査会等が発行する設計月の刊行物を参考にすること。

法人は、この工事費見積り（設計金額）から、工事の入札等の基準となる予定価格を設定することとなる。

#### ②建築確認等（建設関係手続）

設計がまとまると建築確認申請等の建設関係の手続を進める。本申請をスムーズに行うため、関係行政機関と事前協議を行っておくこと。また、入札までにこれらの手続を終えることが適当であること。

（注）建築確認に先立ち、開発行為や宅地造成にかかる許可等が必要な場合もあるので注意を要する。

（福山市建設局都市部開発指導課で事前相談を行うこと。）

※申請等の手続は、法人名で行うこと。

### (4) 建築確認等報告

#### ①建築確認等の市への報告

建築確認等の建設関係の手続が完了したときは、確認や許可等について、福山市（補助所管課）へ報告すること。（報告時期は、原則として入札実施前）

#### ②報告書類等

ア 確認済証の写し

イ 開発行為又は宅地造成に関する工事の許可通知書の写し

（注）許可を受けている場合に限る

ウ 上記許可不要の場合、事前相談書回答の写し

エ その他許認可書の写し

#### ③報告時に提示する書類

上記の確認済証等の本書（添付の図書・計算書も含む）を提示する。

（注）計画内容の確認のため、当該本書を数日間借りる場合がある。

## Ⅱ 工事等の契約

### 1 契約の基本事項

#### (1) 工事等の契約

実施設計が完了したときは、具体的な施設整備等の実施へ向けて、工事や備品等の発注、すなわち工事請負契約や備品の売買契約を締結していくこととなる。

#### (2) 工事等の契約に関する補助条件

##### ①公共工事に準じた契約手続

契約手続については、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（雇発第488号／社援発第1275号／老発第274号）において、都道府県等が行う公共事業の扱いに準じて適正に行うこととされていることから、福山市の契約手続に準拠して手続を行うこと。

##### ②「建設受注者等」からの寄附の禁止

国庫補助事業すなわち福山市補助事業を行うために契約を締結した相手方から寄附を受けることについては、共同募金会を通じた受配者を指定した寄附金を除いて禁止されているので留意すること。

##### ③一括下請負の禁止

施設建設工事に係る契約について、一括下請負契約は妥当でなく国庫補助の対象としないとされており、福山市補助の対象ともしないので特に留意すること。

(注) 一括下請負とは、受注者が請け負った工事等の全部又は一部を一括して他人に請け負わせることをいう。

契約書に一括下請負を認めない旨を明記しておくことが必要である。

#### (3) 契約手続での留意事項

##### ①特別の利害関係を有する理事

理事に建設受注者や物品納入業者等が加わっている場合、当該理事は特別の利害関係を有することとなるので、建設工事請負や物品納入等の契約での業者選定等にかかる議事の議決に加わることはできない。(定款)

##### ②不正な競争入札の防止

談合等不正な入札の防止のため、入札参加者名については、選定や決定に関与した者に守秘義務を課すなど機密保持に努めるとともに、業者への通知や現場説明の方法についても工夫するなどの配慮が必要である。また、予定価格については、事前に公表（指名競争入札の場合は指名通知に記入、一般競争入札の場合は公告に記入等）するように努めること。



#### (4) 契約の履行確認

工事が契約どおり施工されたかどうかの履行確認は、契約の当事者である法人が行うこと。

##### ①工事監理者を定めた場合

建築主（法人）が、建築士である工事監理者を定めた場合、工事監理者は、工事が契約どおり施工されているかどうかを確認することとなるが、法人においては、工事監理者が適正に監理を行ったかどうかを監理報告書や工事写真等の工事関係書類で確認すること。

##### ②工事監理者を定めない場合（※建築士法に基づく工事監理者の選任を要さない場合に限る）

建築主（法人）自ら、工事が契約どおり施工されたかどうかを確認することとなり、一般的に行われる施主の完了検査のほか、請負者（元請）から工事内容（工法・使用材料・工程等）の説明を十分に受けて施工状況を把握するとともに、契約どおり施工したことを証明する工事写真等の工事関係書類の確認を行うこと。

## 2 契約の流れ

- (1) 契約方式の決定
- (2) 競争入札参加者の選定
- (3) 予定価格の決定
- (4) 最低制限価格の設定
- (5) 入札参加者への通知
- (6) 入札等
- (7) 契約締結

### (1) 契約方式の決定

#### ①契約方式

ア 施設建設工事について入札を行う場合は、原則として**一般競争入札**とする。

（経理規程）

イ **指名競争入札**による場合は、地方自治法施行令第167条及び経理規程に定められた理由にあてはまる場合であること。

ウ **随意契約**による場合は、地方自治法施行令第167条の2及び経理規程に定められた理由にあてはまる場合であること。（福山市補助の対象となる当初の工事請負契約の場合は、随意契約は認められない。（いわゆる「不落随意契約」は除く。））

※いずれの場合も、「福山市契約規則」及び「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（社援基発0329号第1号）に準じて行うこと。

#### ②契約方式の決定

工事等を発注するには、まず**どのような方式で契約するかを、理事会において決定**しなければならない。

## (2) 競争入札参加者の選定

### ①入札参加者等の選定

契約方式が理事会において決定された後には、決定された方式により入札参加者等を選定することとなる。

業者選定にかかる基本事項は次のとおり。

- ア 競争入札を行う場合、競争入札参加者の選定基準等については、理事会において決定されていること。
- イ 指名競争入札を行う場合、指名業者の選定は、福山市が策定した「工種別・等級別発注標準表」を参考に行うこと。
- ウ 原則として、競争入札参加者に、設計者が含まれていないこと。  
(原則として、設計施工は、認められないということ。)

### ②入札参加者選定届

競争入札参加者については、業者へ通知する前に、次により福山市（補助所管課）へ届け出ること。

(注) 上記の届出は、随意契約の場合の見積り業者にも準用する。

- ア 入札参加者選定届（様式1）
- イ 添付書類
  - ㊦ 入札参加者選定基準
  - ㊧ 理事会議事録

(注) 各契約の契約方式決定及び業者選定基準等にかかる議事録であること。

### ③入札参加者についての助言

福山市（補助所管課）では、届出のあった入札参加者について工事実績等に不適切な点があれば、必要に応じ助言する場合がある。

## (3) 予定価格の設定

理事長又はその委任を受けた者（以下「契約担当者」という。）は、設計からの工事費見積り（設計金額）を基に、設計事務所に意見を徴する等行い予定価格を設定する。

※一般競争入札の場合は、公告の際に、予定価格を公表するよう努めること。

※指名競争入札の場合は、指名通知において予定価格を公表するよう努めること。

## (4) 最低制限価格の設定

工事請負契約の内容に適合した履行を確保するため、最低制限価格を設定する場合は、市が実施する建設工事等において最低制限価格を設定する際の算定方法に準じて算出した額とし、著しく高率とならないようにすること。（「社会福祉施設整備の競争契約における最低制限価格制度の取扱いについて」社援基発第1005003号）

福山市の算定方法については、「福山市建設工事最低制限価格事務取扱要領」を参照。

## (5) 入札参加者への通知

市への「入札参加者選定届」の提出の後、入札の公告又は入札参加者へ指名通知を行い、工事の内容等の契約条件や入札条件を提示（説明）する。

なお、一般競争入札の場合は、参加資格の確認後、参加申込者へ資格確認結果を通知する。  
※現場説明会は、入札参加者名が特定され、談合等不正な入札につながるおそれがあるため、極力行わないこととする。

※積算や入札条件等の説明については、設計図書データを送付する等の方法によること。

質問があった際には、その他の全社へ回答し、情報の公平性を保つこと。

## (6) 入札等

### ①入札等の実施

入札参加者等への通知・説明を行ったのち、建設業法に規定された一定の見積期間を経て入札等を実施する。

(建設業法施行令第6条)

工事一件の予定価格	見積期間(短縮)
5百万円未満	1日以上
5百万円以上5千万円未満	10日以上(5日)
5千万円以上	15日以上(10日)

### ②入札への役員等の立会い

入札には、理事長が執行者として参加するとともに、監事や複数の理事及び評議員(理事長の6親等以内の血族、配偶者等租税特別措置法施行令の規定による[特殊の関係のある者]を除く)が立ち会うこと。

入札実施時には、入札及び立会いの実施状況について、福山市職員が現地において確認する。(入札実施の事前(10日前まで)に、「入札立会願」を福山市(補助所管課)に提出すること。)

### ③入札結果届

入札後は、立会人全員の署名による「入札結果届」(様式2)に「入札調書」(様式3)の写しを添付して福山市(補助所管課)に提出すること。入札結果の届出は、随意契約による見積り合わせにも準用する。

### ④法人での入札結果の開示

法人においては、入札結果(入札業者名、落札者、入札金額及び予定価格)について、理事会に報告するとともに、法人事務所などで一般の閲覧に供すること。

### ⑤福山市での入札結果の公開

福山市へ報告された入札結果は、「福山市が所管する社会福祉施設及び保健衛生施設の整備並びに社会福祉法人の設立に関する情報の公表についての取扱要綱」の様式第5号により、福山市市政情報室において、一般の閲覧に供する。

## (7) 契約締結

### ①契約の締結

契約の相手方が決定したときは、5日以内に契約書を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

### ②契約書への記載事項 (経理規程)

契約書には、「契約の目的」、「契約金額」、「履行期限」及び「契約保証金に関する事項」のほか、次の事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

ア 契約履行の場所

イ 契約金の支払い又は受領の時期及び方法

ウ 監督及び検査

- エ 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息，違約金その他の損害金
- オ 危険負担
- カ かし担保責任
- キ 契約に関する紛争の解決方法
- ク その他必要な事項

### ③工事請負契約書の構成

建設工事の契約にあたっては，契約書に設計図書等工事契約の内容を明らかにした書類を添付し，次のような構成で作成する。

#### ア 工事請負契約書

（注）一括下請の禁止を明示しておくこと。

#### イ 添付図書

- ㊦ 工事請負契約約款（民間（四会連合協定）など）
- ㊧ 仕様書（標準仕様書及び特記仕様書）

（注）1 現場代理人・監理技術者等を通知するよう明示しておくこと。

2 下請業者名を通知するよう明示しておくこと。

3 工事関係書類等を提出するよう明示しておくこと。

#### ㊨ 設計図面

#### ㊩ 現場説明書・質問回答書

### ④監理委託契約書の構成（Ⅰの2「設計等の流れ」のとおり。）

### ⑤備品等購入契約書の構成

契約内容を明確にするため，次のような構成で作成することが適当である。

#### ア 売買契約書

#### イ 内訳明細書・見積書等

#### ウ 仕様書・カタログ等備品の内容を明示する書類

### ⑥契約書の省略

契約書の作成については，100万円以下の契約を行う場合などで省略することができるが，この場合でも請書等を徴しておく必要がある。（経理規程）

### ⑦契約締結の市への報告

建設工事契約を締結したときは，福山市（補助所管課）へ契約書の本書（添付の図書も含む。）を提示し，契約内容の確認を受け，契約書の写しを提出すること。（提示・提出時期は，着工報告時。）

## 入札参加者選定届

年 月 日

福山市長様

法人名 \_\_\_\_\_  
 理事長名 \_\_\_\_\_

(工事名) \_\_\_\_\_ 工事にあたり、次の者を入札参加者として選定したので届け出ます。

## 1 入札参加者

	業者名	許可番号	代表者	所在地	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

## 2 入札方法

一般競争入札・指名競争入札（公募型）・指名競争入札（従来型）・その他

## 3 入札実施予定年月日

年 月 日

※ 入札参加者の選定基準・理事会議事録及び選定基準等を記載した理事会の資料を添付すること。

# 入 札 結 果 届

年 月 日

福 山 市 長 様

法人名 \_\_\_\_\_  
理事長名 \_\_\_\_\_

(工事名) \_\_\_\_\_ 工事にあたり、入札が適正に行われた  
ことを立会者全員の連署により、別紙「入札調書」(様式3)の写しを添付し、届け出ます。

## 立会者

① 理事及び監事 (理事長は署名の必要がありません。)

役職名 \_\_\_\_\_ 名前 \_\_\_\_\_

役職名 \_\_\_\_\_ 名前 \_\_\_\_\_

役職名 \_\_\_\_\_ 名前 \_\_\_\_\_

役職名 \_\_\_\_\_ 名前 \_\_\_\_\_

役職名 \_\_\_\_\_ 名前 \_\_\_\_\_

② 福山市職員

役職名 \_\_\_\_\_ 名前 \_\_\_\_\_

役職名 \_\_\_\_\_ 名前 \_\_\_\_\_

## 入 札 調 書

入札日時 入札時間 入札場所	年 月 日 午前・午後 時 分	公 告 日 (一般競争入札の場合記入)	年 月 日		
		指 名 通 知 日 (指名競争入札の場合記入)	年 月 日		
		入 札 参 加 者 数	業 者		
落札者名		予 定 価 格 (消 費 税 抜)			
		落 札 価 格 (消 費 税 抜)			
工 事 名		工 事 場 所			
番 号	業 者 名	入 札 金 額			備 考
		第 1 回	第 2 回	第 3 回	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

※入札回数 ( 予定価格を事前に公表している 1回  
 予定価格を事前に公表していない 3回まで )

### Ⅲ 契約事務手順

事務手順	内容・処理方法等	備考
<b>1 契約方式</b>		
	<p>補助金を受けて社会福祉施設を整備する場合、施設建設にかかる契約については、公共工事に準じた契約手続とすることとされている。</p> <p>公共工事においては、原則として一般競争入札に付すこととされ、契約の性質又は目的に応じて指名競争あるいは随意契約により行うことができるとされている。</p> <p>社会福祉法人においても、経理規程により、一般競争入札に付すことを原則とし、契約の性質又は目的に応じて指名競争入札あるいは随意契約により行うことができる（経理規程）とされている。</p>	<p>*随意契約とは、「不落随意契約」によるもの。ただし、予定価格その他の条件を変更することはできない。</p>
<b>2 契約方式の決定</b>		
	<p>契約方式は、契約の相手方の選定方法であり、社会福祉法人が発注する建設工事の契約においても、個々の発注工事ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的・総合的に判断した上で、次の手順で契約方式を決定する。</p> <p>①公共事業の様に主体工事、電気設備工事、空調設備工事、給排水設備工事等に分けて業種別発注を行うか、建築工事一式を一括発注で行うかを決定する。</p> <p>②次に、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約のいずれを採用するか決定する。 また、一般競争入札、公募型指名競争入札、従来型指名競争入札を行う場合は、共同企業体（JV）で行うことも可能である。</p> <p>上記の契約方式の決定は、理事会で行う必要がある。</p>	<p>*随意契約とは、「不落随意契約」によるもの。ただし、予定価格その他の条件を変更することはできない。</p> <p>*共同企業体については、別添「福山市建設工事共同企業体取扱要綱」参照のこと。</p>





事務手順	内容・処理方法等	備考
③入札参加申込の受付審査	<p>入札の公告後、申込期限までに「一般競争入札参加申込書（資格確認申請）」の提出のあった業者に対して、一般競争入札に参加する資格の有無について確認する。</p> <p>この審査は、「一般競争入札参加申込書（資格確認申請）」に添付された次の資料等により行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建設業許可証明書の写し</li> <li>2 福山市の建設工事競争入札参加資格認定通知書の写し</li> <li>3 経営事項審査結果通知書の写し</li> <li>4 施工実績を証するもの（実績証明等）</li> <li>5 配置予定技術者調書（資格証明、工事担当歴等）</li> <li>6 その他必要と認める書類</li> </ol> </div>	<p>*参考 福山市の場合、入札後に資格確認を行っている。</p>
④入札参加者の届出	<p>一般競争入札参加資格の有無について確認が終わると、入札参加者について福山市（補助所管課）へ届け出る。</p> <p>届け出た参加業者について、福山市（補助所管課）から指名除外の情報等の助言を受ける場合がある。</p>	
⑤確認結果の通知	<p>一般競争入札参加資格の確認後、参加申込者へ、一般競争入札参加資格確認結果を通知する。なお、資格を有さないことを確認した者には、理由を付して通知する。</p>	

事務手順	内容・処理方法等	備考
<p>(2) 指名競争入札</p> <p>①条件</p> <p>②資格選定基準</p> <p>③指名業者の決定</p>	<p>指名競争入札は、資力・信用等について適当と認められる特定多数の者を選んで競争させ、最も有利な条件を提示したものと契約を締結する方法である。</p> <p>契約は原則として一般競争入札とされていることから、指名競争入札の採用は、契約の性質又は目的が一般競争入札に適さないもの等（経理規程）に限って行うことができる。</p> <p>このため、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、必要な資力、信用を要件とする一定の資格基準と、さらに毎回同一人の指名を防ぐため、一定の指名基準を定めなければならない。これらにより公平公正な入札を執行しようとするものである。社会福祉法人の場合、理事会で選定基準を決定する必要がある。</p> <p>[選定基準例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業者の等級（福山市が策定した「工種別、等級別発注標準表」に適合すること。）</li> <li>・同種同規模以上の工事实績</li> <li>・社会福祉施設建設の実績</li> <li>・経営状況</li> <li>・技術者の状況</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p>従来型指名競争入札を行う場合、下記に示す設計金額に見合った業者数を指定する必要がある。</p> <p>併せて、福山市が策定した「工種別、等級別発注標準表」を参考に指名業者を選定する。</p> <p><b>(注) 業者のランクについては、福山市建設政策課契約担当ホームページで公表されている。</b></p> <p>上記条件は、必要最低条件であり、<b>社会福祉法人の場合は、別途理事会で選定基準を決定する必要がある。</b></p> <p>選定基準を決定するときは、専門知識が必要となるため、設計監理業者等から意見を徴する等の方法で行うこと。</p>	<p>* 参考</p> <p>「工種別、等級別発注標準表」で発注金額に対応したランク以外の業者を指名することは好ましくないが指名する場合は、対外的な説明ができるようその選定基準を明らかにしておくこと。</p>

事務手順	内容・処理方法等	備考														
<p>④入札参加者の届出</p> <p>⑤指名通知</p>	<p>[選定基準例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業者の等級（福山市が策定した「工種別、等級別発注標準表」に適合すること。）</li> <li>・同種同規模以上の工事実績</li> <li>・社会福祉施設建設の実績</li> <li>・経営状況</li> <li>・技術者の状況</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <table border="1" data-bbox="472 600 1091 887"> <thead> <tr> <th>設計金額</th> <th>指名業者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3百万円未満</td> <td>6者以上</td> </tr> <tr> <td>3百万円以上～1千万円未満</td> <td>7者以上</td> </tr> <tr> <td>1千万円以上～3千万円未満</td> <td>8者以上</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上～5千万円未満</td> <td>10者以上</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上～1億円未満</td> <td>12者以上</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>15者以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>理事会で選定した入札参加者について、福山市（補助所管課）へ届け出る。</p> <p>届け出た指名業者について、福山市（補助所管課）から助言を受ける場合がある。</p> <p>指名業者に特に問題がない場合は、工事名、入札等に関する事項を記載した指名通知を発送する。後述（3）の予定価格は、この指名通知で公表するよう努めること。</p> <p>指名業者からの返答が届いたら、設計金額に見合った業者数に達しているか確認する。</p>	設計金額	指名業者数	3百万円未満	6者以上	3百万円以上～1千万円未満	7者以上	1千万円以上～3千万円未満	8者以上	3千万円以上～5千万円未満	10者以上	5千万円以上～1億円未満	12者以上	1億円以上	15者以上	
設計金額	指名業者数															
3百万円未満	6者以上															
3百万円以上～1千万円未満	7者以上															
1千万円以上～3千万円未満	8者以上															
3千万円以上～5千万円未満	10者以上															
5千万円以上～1億円未満	12者以上															
1億円以上	15者以上															

事務手順	内容・処理方法等	備考
<p>(3) 予定価格等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格の設定</li> <li>・ 最低制限価格の設定</li> </ul> <p>(4) 入札条件等の説明</p>	<p>競争入札により工事の契約をしようとする場合、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成29年3月29日 社援基発0329第1号）に基づき、理事長又は契約担当者が、設計事務所に意見を徴する等の方法により当該工事の設計金額を基に予定価格を定める。</p> <p>予定価格とは、契約を締結するための制限であり、設定にあたっては、当該建物の実例価格、需給の状況、履行の難易、履行期間の長短等を考慮して適正に定める。</p> <p>最低制限価格を設定する場合は、「社会福祉施設整備の競争契約における最低制限価格制度の取扱いについて」（社援基発第1005003号）により、著しく高率とならないように適正に設定すること。</p> <p>公告（指名通知）の日に入札参加者に対し、工事の内容等の契約条件や入札条件を提示（説明）する。</p> <p>※現場説明会は、入札参加者名が特定され、談合等不正な入札につながるおそれがあるため、極力行わないこととする。</p> <p>※公告（指名通知）の日から入札日までは、建設業法に規定された一定の見積期間が必要である。</p> <p>※積算や入札条件等の説明については、設計図書データを送付する等の方法によること。質問があった際には、その他の全社へ回答し、情報の公平性を保つこと。</p>	<p>* 「予定価格調書」  予定価格調書は、予定価格等を決定した後、封筒に厳封し、入札までに金庫等で保管するなど機密保持に努める必要がある。</p> <p>*参考  福山市では、最低制限価格の算定方法について、工事の種類ごとに定めています。  「福山市建設工事最低制限価格事務取扱要領」第3条を参照。</p> <p>*見積期間  建設業法施行令第6条第1項の規定による。</p> <p>*参考  適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為、いわゆる歩切りは公共工事において、法律違反とされています。</p>

事務手順	内容・処理方法等	備考																												
<p>(5) 入札の執行等</p> <p>①入札における役員等の立会い</p> <p>②入札の手順</p> <p>③再度入札等</p> <p>ア再度入札</p> <p>イ随意契約へ移行</p> <p>ウ随意契約の打ち切り</p>	<p>入札には、複数の理事、監事、評議員などが立会う必要がある。また、福山市（補助所管課）の職員も立会う。</p> <p>入札の基本的な手順は次のとおり。 （詳細は後述の「入札の手順」を参照）</p> <table border="1" data-bbox="469 645 1098 1216"> <tr><td>1</td><td>委任状の提出 （代理人が入札に参加する場合）</td></tr> <tr><td>2</td><td>入札開始の宣言</td></tr> <tr><td>3</td><td>入札参加者の確認</td></tr> <tr><td>4</td><td>入札参加者への入札書記載内容の確認</td></tr> <tr><td>5</td><td>入札回数の告知</td></tr> <tr><td>6</td><td>最低制限価格の設定の告知</td></tr> <tr><td>7</td><td>入札書の提出</td></tr> <tr><td>8</td><td>入札書の開札</td></tr> <tr><td>9</td><td>入札調書への入札価格の転記</td></tr> <tr><td>10</td><td>入札書の内容確認</td></tr> <tr><td>11</td><td>最低入札価格の確認</td></tr> <tr><td>12</td><td>予定価格調書と比較した入札結果の確認</td></tr> <tr><td>13</td><td>入札結果の発表</td></tr> <tr><td>14</td><td>入札終了・落札者に契約締結の説明</td></tr> </table> <p>最初の入札で落札が決定しない場合は、再度入札を行う。（予定価格を事前に公表している場合は、再度入札は行わず直ちに（9）に移行する。）</p> <p>入札回数まで繰り返してもなお落札が決定しない場合は、最低価格提示者との随意契約に移行することができる。（但し、安易に随意契約に移行しないこと。） 随意契約では見積書を徴取する。</p> <p>なお、随意契約に移行しても受注者が決定しない場合は、随意契約を打ち切り、予定価格の設定や入札参加者の選定からやり直すこととなる。 （落札者がいない場合については、（9）を参照）</p>	1	委任状の提出 （代理人が入札に参加する場合）	2	入札開始の宣言	3	入札参加者の確認	4	入札参加者への入札書記載内容の確認	5	入札回数の告知	6	最低制限価格の設定の告知	7	入札書の提出	8	入札書の開札	9	入札調書への入札価格の転記	10	入札書の内容確認	11	最低入札価格の確認	12	予定価格調書と比較した入札結果の確認	13	入札結果の発表	14	入札終了・落札者に契約締結の説明	<p>※入札実施の事前（10日前まで）に、「入札立会願」を福山市（補助所管課）に提出すること。</p> <p>*参考 福山市では、入札の透明性の確保のため、最低制限価格を入札の事後に公表しています。</p> <p>*予定価格を事前に公表しない場合の入札回数は、3回まで。</p> <p>*随意契約の場合でも、契約価格は予定価格に消費税相当額（10%）を加算した額以下であること。</p>
1	委任状の提出 （代理人が入札に参加する場合）																													
2	入札開始の宣言																													
3	入札参加者の確認																													
4	入札参加者への入札書記載内容の確認																													
5	入札回数の告知																													
6	最低制限価格の設定の告知																													
7	入札書の提出																													
8	入札書の開札																													
9	入札調書への入札価格の転記																													
10	入札書の内容確認																													
11	最低入札価格の確認																													
12	予定価格調書と比較した入札結果の確認																													
13	入札結果の発表																													
14	入札終了・落札者に契約締結の説明																													

事務手順	内容・処理方法等	備考
④同価格入札	開札の結果、落札となる同価格の入札をした者があるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。	*くじは、2回行う。1回目のくじでくじを引く順番を決める。2回目で、落札者を決めるくじを引かせる。
(6) 入札後の確認・署名	入札終了後、入札立会いの役員等が、入札調書・入札書・委任状・予定価格調書をチェックし、入札が適正に執行されたことを確認したうえ、それを証するため立会い役員等全員の署名を行う必要がある。	*参考 くじの根拠は、地方自治法施行令第167条の9
(7) 入札結果の届出	入札終了後、入札の結果について入札結果届に入札調書の写しを添付し福山市に届出を行う。	*様式2 「入札結果届」
(8) 入札結果の開示	社会福祉法人は、入札結果を一般の閲覧に供するなど公表する必要がある。(事務所において閲覧させる等の方法で行うこと。) 福山市でも、届け出られた入札結果を一般の閲覧に供する。	*様式3 「入札調書」
(9) 落札者がない場合の措置	<p>所定回数の入札や随意契約での見積り合わせでも、落札者がいない場合は、予定価格や設計金額に誤りがないか、また設計金額と設計図面とに不整合がないかなどを確認のうえ、入札参加者の選定替え若しくは競争入札方式の変更により対応するか、または設計の見直しを行い、見直し後の設計金額に応じた所定の競争入札手続を行う。</p> <p>原則として、落札者がいないことを理由に、当初の入札条件を変えて契約することはできない。</p>	

事務手順	内容・処理方法等	備考
4 随意契約		
<p>(1) 範囲</p> <p>(2) 手順</p>	<p>随意契約とは、契約主体が契約の相手方を選定するのに競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで締結する契約方法である。</p> <p>随意契約は、原則として「見積合わせ（2者以上の者から見積書を徴して契約の相手方を決定する方法）」によるが、特別な合理的理由がある場合には、特定の1者から見積書を徴して契約の相手方を決定する方法によることもできる。</p> <p>契約は原則として一般競争入札とされていることから、随意契約の採用は、契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合等（経理規程「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（社援基発0329第1号）1-（3）を参照）に限って行うことができるとされている。</p> <p>見積り合わせの執行は、前述の「入札の執行等」に準じて事務処理を行うこととなる。</p>	



## 入 札 の 手 順

事 務 手 順	内 容 ・ 処 理 方 法 等	備 考
<b>5 請負契約の締結</b>		
<p><b>(1) 契約保証金</b></p> <p>①契約保証金の納付</p> <p>②契約保証金の免除</p>	<p>契約保証金とは、その契約の確実な履行確保とともに、契約相手方の契約不履行の場合に受ける損害に対する賠償の予定として、相手方から請負代金額の10%を納付させるものである。</p> <p>なお、社会福祉法人にあっては、契約保証金とは言え、受注者から現金を預かるということは、社会的に誤解を招くことともなりかねないため、以下に示すような方法で免除するように扱うのが適当である。</p> <p>次の場合、契約保証金を免除することができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 契約の相手方が保険会社との間に社会福祉法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、履行保証保険証券を提出したとき。</p> <p>2 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。</p> </div>	
<p><b>(2) 前払金保証</b></p>	<p>公共工事においては、発注者が受注者に対して保証事業会社の保証を条件に契約金額が1件130万円以上の工事（コンサル等業務委託は1件300万円以上）について、工事代金（請負代金額）の40%以内（コンサル等業務委託は30%以内）の額を着工時に支払う前金払制度がある。</p> <p>社会福祉法人が前金払制度を実施する場合、社会福祉法人は受注者に前払金を支出するための担保として、受注者の保証料負担のもと保証事業会社の保証を求める。</p>	
<p><b>(3) 請負契約の締結</b></p>	<p>契約の相手方を決定したときは、5日以内に契約書を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。</p>	

該 当 項 目	具 体 例
1 入札の準備	入札担当者は、入札会場に「予定価格調書」を厳封したまま用意しておく。(予定価格を事前公表している際も同様。) 立会の役員・評議員も入札会場に入っておく。
2 委任状の提出依頼 及び内容確認	代理人が入札に参加する場合は、入札前に委任状を提出させる。 「委任状のある方は、提出してください。」 ※委任状の内容を確認し、記載誤り等がある場合は訂正を求める。
3 入札開始の宣言	「ただ今から〇〇〇〇工事の入札を開始します。」
4 入札参加者の確認	「業者名をお呼びしますので返事をお願いします。」 ※入札辞退者がある場合、その旨を告げる。
5 入札参加者への入札 書の確認	※「入札書」の記載内容を確認するため、入札年月日及び工事名を読みあげ、参加業者に確認してもらい、記載誤り等がある場合は、事前に訂正を求める。 「入札書を確認してください。入札年月日は、〇〇〇〇年〇月〇日、工事名称は、〇〇〇〇工事です。また、入札回数欄の記入漏れについても、確認してください。」
6 入札回数の告知	[予定価格を事前公表している場合] 「入札回数は1回です。再度入札は行いません。なお、入札中は休憩等取れません。」 [予定価格を事前公表していない場合] 「入札回数は、3回までとします。なお、入札中は休憩等取れません。」
7 最低制限価格の告知	[予定価格を事前公表している場合] 「本入札に当たっては、最低制限価格を設定しておりますので、入札の結果、最低制限価格を下回る入札は無効とします。ご承知願います。」 [予定価格を事前公表していない場合] 「本入札に当たっては、最低制限価格を設定しておりますので、入札の結果、最低制限価格を下回る入札は無効とし、以後、再度入札等には参加できないこととなります。ご承知願います。」
8 入札書の提出依頼	「入札書の内容を再度確認の上、封筒に入れて提出してください。なお、入札書に記入する金額は契約希望金額に110分の100を乗じた金額、いわゆる消費税抜の金額を記載してください。」
9 開札の宣言	「ただいまから、開札します。」 ※入札書を封筒より取り出す。 開札の宣言後の入札書の差替等は、認められない。
10 入札価格の転記	入札書記載金額を、入札調書に転記する。
11 入札書の内容確認	入札書の内容を確認する。なお、記載誤り(金額の訂正は不可)がある場合は、入札台の上で訂正する。
12 最低入札価格の確認	入札調書の最低入札価格提示者と入札書の最低入札価格提示者を職員各自が提示し合い、両者の提示した最低入札価格提示者が互いに一致していることを確認する。

該 当 項 目	具 体 例
13 落札者の確認	<p>予定価格調書が入った封筒を開封し、予定価格調書を取り出して最低入札価格が、次の条件を満たしているか確認する。          なお、確認した後、予定価格調書を封筒に入れて保管する。          条件：最低入札価格<math>\leq</math>予定価格調書の基準予定価格  <b>[最低制限価格を採用している場合]</b>          条件：最低入札価格<math>\leq</math>予定価格調書の基準予定価格          かつ、最低制限価格<math>\leq</math>最低入札価格</p>
<p>[落札した場合]          14-1 落札の宣言</p>	<p>「ただいまの入札の結果、〇〇建設の入札書記載金額〇〇〇〇円。これに10%を加算した金額で落札決定いたしました。」          ※落札者以外の入札参加者には帰ってもらい、契約締結に向けての事務（契約書作成、契約保証金等）について説明する。</p>
<p>[予定価格を下回る者がいない場合]          （予定価格を事前に公表していない場合）          14-2 再入札の宣言</p>	<p><b>[予定価格を事前に公表していない場合]</b>          「ただいまの最低の入札書記載金額は、〇〇〇〇円ですが、予定価格を超過していますので、再入札をお願いします。」          ※8に戻る。（「2回目の入札をお願いします。」）          ※入札を所定の回数まで行っても、落札者がいない場合は、[16]に移行する。          ※最低制限価格を下回った業者がある場合、「ただいまの入札の結果、〇〇建設と〇〇建設は最低制限価格を下回っておりますので落札者となりえません。」と告げ、退席してもらう。</p>
14-3落札の宣言	<p>「ただいまの入札の結果、〇〇建設と〇〇建設は最低制限価格を下回っておりますので落札者となりえません。予定価格と最低制限価格の範囲内の中での最低入札価格は、〇〇建設が〇〇〇〇円で、これに10%を加算した金額で落札決定いたします。」</p>
<p>[再入札しても予定価格を下回る者がいない場合]          15 閉会</p>	<p>「ただいまの入札の結果、最低の入札書記載金額が、予定価格を超過していますので、不落となりました。          この入札の処理を決定したときは皆様方へご連絡します。」          ※指名替え、設計見直し後再度入札、随意契約について検討。          ※安易に随意契約は行わないこと。</p>
<p>[随意契約を実施し見積書を徴取した結果、落札した場合]          16 決定の宣言          ※工事請負契約の場合、入札のその場で、見積書の提出は想定されない。</p>	<p>「見積書提出の結果、〇〇建設の入札記載金額〇〇〇〇円これに10%を加算した金額で落札決定とします。」          ※随意契約参加者には帰ってもらう。          ※3回の入札及び随意契約へ移行しての見積りにおいても、なお落札者がいない場合は、予定価格等の見直しや入札参加者の選定替などを行ったうえ、入札手続を最初からやり直すこととなる。</p>
17 建設工事請負契約書の作成及び提出依頼等	<p>建設工事請負契約書の作成や契約保証金の扱いについて説明する。</p>

## 2021年度(令和3年度)2022年度(令和4年度)工種別, 等級別発注標準表

適用日 2021年(令和3年)4月1日

設計金額	土木一式工事				建築一式工事				電気工事			管工事				舗装工事			水道施設工事																							
6億																																										
4億																																										
3億																																										
1.5億																																										
1億																																										
7.5千万																																										
5千万																																										
3千万																																										
2.5千万																																										
2千万																																										
1.5千万																																										
1千万																																										
800万																																										
700万																																										
500万																																										
400万																																										
300万																																										
200万																																										
ランク																						A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	A	B	C	D	A	B	C	A	B	C
経審点数																						1000 以上	710 ~ 999	630 ~ 709	629 以下	1050 以上	730 ~ 1049	650 ~ 729	649 以下	960 以上	730 ~ 959	729 以下	970 以上	680 ~ 969	640 ~ 679	639 以下	1140 以上	650 ~ 1139	649 以下	1040 以上	660 ~ 1039	659 以下

[ 設計金額に対応するランク範囲… ]

# 予 定 価 格 調 書

年 月 日

職 名

名 前

印

次のとおり予定価格を定める。

予 定 価 格				億	百万	千	円

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

最 低 制 限 価 格				億	百万	千	円

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

工 事 名	
-------	--

NO. ....

# 委 任 状

年 月 日

社会福祉法人〇〇〇〇会 様

住 所 .....

委任者 商号又は名称 .....

名 前 ..... 印

工事名称 .....

工事場所 .....

上記工事の指名競争入札及び見積りについて、次の者を代理人と定め、これに係る一切の権限を委任します。

代理人 名前 ..... 印

# 工 事 入 札 書

(第 回)

年 月 日

社会福祉法人〇〇〇〇会 様

住 所.....

商号又は名称.....

名 前..... 印

金 額			億		百万			千			円

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

工 事 名.....

工事場所.....

# 工 事 見 積 書

(第 回)

年 月 日

社会福祉法人〇〇〇〇会 様

住 所.....

商号又は名称.....

名 前..... 印

金 額			億		百万			千			円

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

工 事 名.....

工事場所.....



年 月 日

社会福祉法人〇〇〇〇会 様

株式会社〇〇〇〇〇

指 名 競 争 入 札 参 加 申 込 書

工 事 名	〇〇〇〇〇〇工事	
工 事 場 所	福山市	
工 期	年 月 日まで	
入札予定日時	年 月 日 時～	
入札予定場所	所在地	会場
	添付資料 1 建設業許可証明書の写し 2 福山市の建設工事競争入札参加資格認定通知書の写し 3 当該工事と同種同規模以上の施工実績を証するもの （公共団体等の実績証明、契約書の写し、写真等） 4 配置予定技術者調書（資格証明、工事担当歴等） 5 経営事項審査結果通知書の写し 6 返信用封筒 7 その他必要と認めるもの	

(注意事項)

- 1 申込期限 年 月 日 時まで
- 2 提出先 福山市 町
- 3 指名結果通知 通知時期 年 月 日  
通知方法 郵送

様

社会福祉法人〇〇〇〇会

## 指名競争入札選定結果通知書

工事名	〇〇〇〇〇〇工事
工事場所	福山市
工期	年 月 日まで
入札日時	年 月 日 時～
入札場所	福山市
非指名の理由（入札参加資格を有しないことを確認した理由）	
契約保証金	要（契約金額の100分の〇〇） ・ 免除
契約条項	〇〇工事標準請負契約約款に準じる。
予定価格（消費税額及び地方消費税額を除く。） <p style="text-align: center;">円</p>	
次に掲げる事項の一に該当する入札は無効です。 1 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。 2 委任状を持参しない代理人のした入札。 3 記名押印を欠く入札。 4 金額を訂正した入札。 5 入札を取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。 6 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。 7 入札が2以上の入札をしたとき。 8 他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して入札をしたとき。 9 入札者が連合して入札したとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。 10 必要な記載事項を確認できない入札。 11 再度の入札をした場合においてその入札が1であるとき。 12 その他特に指定した事項に違反した入札。	
注意事項 1 入札参加に当たっては、当法人の入札担当者の指示に従うこと。 2 代理人の印鑑で入札するときは、委任状を提出すること。 3 入札書は、当法人所定の様式を使用すること。 4 貸与した仕様書等は、入札の前に返却すること。 5 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。 6 入札保証金については、免除する。 7 入札回数は、〇回を限度とする。	

※ 非指名者に対する通知書は、工事名、工事場所及び非指名の理由のみ記載し、通知します。

# 社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について

(平成13年7月23日)

(／雇児発第488号／社援発第1275号／老発第274号／)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局長，厚生労働省社会・援護局長，厚生労働省老健局長通知)

社会福祉法人(以下「法人」という。)及び社会福祉施設(以下「施設」という。)に対する指導監督については，厚生省内に設置した「施設整備業務等の再点検のための調査委員会」において，法人及び施設の指導監督等に係る業務の適正化を図るための改善措置等について検討した結果に基づいて，「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成9年3月28日社援企第68号厚生省大臣官房障害保健福祉部長，社会・援護局長，老人保健福祉局長，児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。)により改善策等をお示ししてきたところであります。

今般，地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)の施行，社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成12年法律第111号)の公布・施行，「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長，社会・援護局長，老人保健福祉局長，児童家庭局長連名通知)等関係通知の改正等を踏まえ，旧通知を廃止し，新たに下記のとおり定めることといたしましたので，当該通知を踏まえ，社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監督を行っていただきますようお願い申し上げます。

なお，本通知は，2，4及び5(3)～(5)を除き地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出することを申し添えます。

## 記

### 1 法人認可に係る審査について

(1) 法人の認可申請の審査に当たっては，「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長，社会・援護局長，老人保健福祉局長，児童家庭局長連名通知)等に基づき，特に資金計画，理事会の構成等について厳格な審査を行われたいこと。特に，同一人物が複数の法人を設立しようとする場合には，新たに法人を設立する必要性，資金計画の妥当性等につき，十分な審査を行われたいこと。

(2) 法人の審査に当たっては，施設整備を優先するあまり法人認可の審査がおろそかになることはあってはならず，施設整備の必要性から離れて独自の判断による審査を行うよう留意されたいこと。このため，施設整備担当以外の関係課，部局を加えた庁内審査会を設置するなど，内部けん制機能を確保した合議制による審査体制により，的確な審査を行われたいこと。

なお，施設整備に係る国庫補助協議(厚生労働省雇用均等・児童家庭局及び老健局が所管する交付金に係る協議を含む。以下同じ。)に当たっては，当該審査を経ていることを条件とするものであること。

(3) 国庫補助金(厚生労働省雇用均等・児童家庭局及び老健局が所管する交付金を含む。以下同じ。)及び(独)福祉医療機構の融資を受けて施設を設置する場合の法人の設立認可の審査は，当該国庫補助金及び融資の審査と相互に連携を図り，行われたいこと。

このため，従来，(独)福祉医療機構の融資については国庫補助金内示後に融資申込を受け

付け、審査を実施していたが、今後は、法人を新設して施設整備を行うものであって、毎年1月末日までに国庫補助協議申請と併せ、都道府県市の意見書を添えて機構融資の申込を行った案件については、国庫補助協議と並行して融資審査を実施し、都道府県市における法人の認可及び国における補助事業の決定との連携を図ることとしていること。この並行審査の実効を期すため、国庫補助協議を行うことが確実に見込まれる案件については、前年の10月以降順次融資申込を行うこと（この場合、意見書の提出は1月末日までに行うこと）。

なお、厚生労働省雇用均等・児童家庭局及び老健局が所管する交付金の対象施設のうち、法人を新設して施設整備を行うものについては、都道府県市において、（独）福祉医療機構及び市区町村（市区町村の整備計画に基づく交付金の場合に限る。以下同じ。）と連携を図ること。

（4）（1）～（3）については、民間公益補助事業による施設整備についても、原則として同様の取扱いとすることが適当であること。

## 2 施設整備に係る審査等について

（1）施設整備に係る国庫補助協議に際しては、毎年国が示す協議基準にのっとり、十分な審査を経て行われたいこと。

（2）国庫補助協議の対象施設の選定に当たっては、協議対象施設の妥当性、協議基準との整合性等について、施設整備の担当課や部局のみの審査によらず、関係他課、他部局の参加、地方社会福祉審議会の活用等合議制による審査を実施されたいこと。

なお、国庫補助協議については、当該審査を経ていることを条件とするものであること。

（3）協議対象施設の選定が偏っていないか、既存の施設に比べ新設の法人が不当に有利な扱いになっていないか、行政関係者が関わっている施設が優先されているのではないか等の疑惑を招くことがないように、適正かつ公平な審査の実施に努められたいこと。

（4）国庫補助協議を行う施設については、各都道府県及び市区町村において、設置主体の名称及び事業計画（施設名称、施設種別、定員、工事区分）の公表を行われたいこと。

また、新たに法人を設立して整備する施設については、設立準備委員会の名称に加え、役員就任予定者も公表すること。また、設置主体と運営主体が異なる場合には、運営主体の名称も公表すること。

（5）（1）～（4）については、民間公益補助事業による施設整備についても同様の取扱いとすることが適当であること。

## 3 法人に対する指導監督の徹底について

（1）指導監査は、施設又は事業（以下「施設等」という。）の指導監査と並行して実施するよう努められたいこと。

（2）指導監査は、一般監査と特別監査とし、その実施方法は、「社会福祉法人の指導監査要綱の制定について」（平成13年7月23日雇児発第487号・社援発第1274号・老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）によること。

なお、当該年度における指導監査の実施計画については、年度当初に策定するものとし、少なくとも対象法人、重点事項、実施時期及び具体的方法について明らかにすること。

- (3) 指導監査の所管が複数の課にまたがる場合は、総合調整部門を設け、統一された方針の下に指導監査を実施されたいこと。
- (4) 指導監査担当職員の確保及び当該職員の研修の充実等人的体制の強化について格別の配慮をされたいこと。
- (5) 法令等の規定に基づき、法人から提出された報告書等については、厳正に審査を行われたいこと。

特に、「現況報告書」に添付される財務諸表については、各会計単位ごとの審査はもちろんのこと、各会計単位間及び経年の整合性についても審査を徹底されたいこと。

- (6) 一般監査の結果是正改善を必要とする場合は、個別的にその事実の発生原因の究明を行うとともに、是正改善すべき内容を文書により指導し、その是正改善状況を確実に確認されたいこと。

なお、いわゆる不祥事案が発生した場合には、速やかに特別監査を実施し、当省(地方厚生局を含む。)との連絡を密にし、迅速に善後策を講じられたいこと。

- (7) 指導監査に係る指摘事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の事例に応じ、次に掲げる制裁措置のうち効果的かつ実施可能な方法により措置されたいこと。

ア 利用者の処遇等に影響を及ぼすような悪質なケース及び放漫な経営態度が見られる場合には、措置権者等の協力を得て、新規入所の停止又は利用者の他の施設への措置替え等を行うこと。

イ 運営費の不当支出、職員の未充足等の事態に対しては、改善措置が講じられるまでの間で貴職が必要と認める期間、民間施設給与等改善費の管理費加算分若しくは人件費加算分又はその両者を減ずること。

ただし、遡及適用は行わないこと。

ウ 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日雇児発第0312001号・社援発第0312001号・老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)及び「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児発第299号厚生省児童家庭局長通知)による運営費の弾力運用については、これを一切認めないこと。

- (8) 社会的に許容されない不祥事が発生した場合は、(7)による制裁措置のほか、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、法人の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、場合によっては法人組織の再検討を行うとともに、関係者の社会的責任を明確にするため、氏名の公表等も検討されたいこと。

- (9) 法人の理事長等に対する研修会等の機会をも積極的に活用して、指導の強化を図られたいこと。

#### 4 施設等に対する指導監督の徹底について

- (1) 施設等の指導監査は、適正な施設等の運営を確保する見地から、利用者の処遇面、経営面、施設設備等事業運営の全般にわたって行うことを目的とするものであり、単なる経理の指導監査や形式的な指示指摘にとどまる指導監査であってはならないものであること。

特に、経理及び利用者の処遇等に関する指導に当たっては、個々の事業者の経営努力、特殊事情等をも勘案し、機械的、画一的指導に陥ることなく円滑な運営の確保を図ることに意を用いること。

- (2) 道府県所管法人が指定都市又は中核市において施設等を経営している場合における施設等の指導監査にあつては、法人の指導監査を行う道府県と十分連携を行い実施すること。また、市（指定都市及び中核市を除く。）所管法人が施設等を経営している場合も、都道府県における施設等の指導監査にあつては、法人の指導監査を行う市（指定都市及び中核市を除く。）と十分連携を行い実施すること。

なお、厚生労働省所管法人の場合においても同様に十分連携を行われたい。

- (3) 指導監査を行う施設等が衛生部(局)等の他部(局)の監督下にある場合には、当該部(局)との緊密な連携の保持に配慮されたいこと。
- (4) 3(3)～(4)、及び(6)～(8)については、施設等の指導監査についても同様の取扱いとされたいこと。

## 5 指導監督上の留意事項について

### (1) 法人の役員等

ア 法人の理事会はその運営の適否を左右する最も重要な機関であることから、定款の定めに従って適正な運営がなされ、議決事項について実質的な審議が行われるよう指導の徹底を図られたいこと。

イ 法人の公共性を確保するとともに、その適正な運営がなされるよう、法人の役員の選任に際し、各役員について親族等の特殊の関係にある者が関係法令等に定める数を超えて就任しないよう指導の徹底を図られたいこと。

ウ 法人の監事は監査機関として法人の業務執行及び会計の適正を確保すべき機関であることから、関係法令等に定める要件を満たす者から選任され、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第40条に定める職務を行うに当たってその独立性が確保されるよう指導の徹底を図られたいこと。

### (2) 施設整備関係

ア 無理な資金計画が不祥事案につながるケースが多いので、施設整備計画を認める際に十分に審査を行うことはもとより、整備後においても資金計画の履行状況を常に把握し、不十分な点がある場合には、改善されるまで施設設置の認可を保留するなどその都度強力な指導を行われたいこと。

特に寄附金に係る資金計画については、その履行状況を十分点検する必要があること。また、指定寄附金の適正な審査が行われるよう、各都道府県共同募金会に対し必要な指導及び協力を行われたいこと。

イ 建設業者からのリポートや二重契約は絶対に避けなければならないことはいうまでもない。したがって、施設建設工事に係る契約手続については、都道府県市が行う公共事業の扱いに準じて適切に行うとともに、あらかじめ都道府県市に入札参加業者を届け出るよう指導し、届出のあった業者について工事実績等に不適切な点があれば法人に適切な助言を行われたいこと。

なお、社会福祉施設の整備を行う法人が、国庫補助事業を行うために契約を締結した相手方(以下「建設請負業者等」という。)から多額の寄附を受けることについては、共同募金会を通じた受配者を指定した寄附金を除いて禁止されているのでこの点に留意すること。

また、法人が建設工事契約を締結した場合には、その内容について報告を求め、不正の点がないか確認されたいこと。

さらに、施設建設工事に係る契約において、一括下請負契約は妥当ではなく、国庫補助の対象としないこととしているので、特に留意すること。

ウ 入札を行う場合には、監事や、複数の理事(理事長を除く)及び評議員(理事長の6親等以内の血族、配偶者等租税特別措置法施行令の規定による「特殊の関係のある者」を除く。)を立ち合わせるよう指導されたいこと。この場合、地元市町村職員の立ち会いを求めることも適当であること。

入札後は、入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名とともに、入札結果(入札業者名、落札業者名、入札金額及び落札金額)を都道府県市に届け出るよう指導し、都道府県市において当該入札結果(入札金額を除く)を一般の閲覧に供されたいこと。また、法人においても入札結果を一般の閲覧に供するよう指導されたいこと。

エ 施設建設に当たり、当初計画に従った建設が進行しているか否かの実情を確認するため、建設工事中間時点及び工事完了時点において、工事監理者及び請負業者立会いのもとで、可能な限り公共事業担当部局との連携を図りつつ、市区町村と現地調査を行われたいこと。

また、併せて、工事の一部を下請業者が行う場合には、法人に対し、当該下請業者の商号又は名称その他必要な事項を確認するよう指導するとともに、都道府県及び市区町村においても、現地調査においてこれらを確認されたいこと。

オ アからエまでに規定する取扱いは、民間公益補助事業による施設整備についても同様であること。

カ 事業規模の縮小(整備費等の減額)等(独)福祉医療機構借入金の限度額に変更が生じる場合があるので、事業完了時点における当初計画との突合等により事実把握に努めるとともに、あらゆる機会を通じて所要の届出を行うよう周知徹底を図られたいこと。

### (3) 施設運営関係

ア いわゆる二重帳簿を作成し、又は証ひょう書類を改ざんするなどにより運営費を不正に使用するような事案が生ずることのないよう、会計諸帳簿と証ひょう書類を照合するとともに、必要な場合は取引先の確認を行われたいこと。特に、その際、職員給与と給与台帳との突合、購入物品との突合等に配慮すること。

また、会計責任者と出納職員との兼務を避け、内部けん制組織を確立するとともに、必要に応じ適宜監事に諸帳簿等を検査させるなどの内部体制の整備について指導を徹底されたいこと。

イ 運営費の管理については、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実な方法により行うことが望ましく、価値変動の激しい財産、客観的な評価が困難な財産等が財産の相当部分を占めることのないよう指導されたいこと。

ウ 運営費の当該法人内の各施設経理区分、本部経理区分又は収益事業等の特別会計への資金の貸借(保育所運営費については、「『保育所運営費の経理について』の運用等について」(平成12年6月16日児保第21号厚生省児童家庭局保育課長通知)の問14の(答)により認められることとされているものに限る。)については、当該年度内に限って認められるものである旨指導されたいこと。

なお、当該法人内の各施設経理区分、本部経理区分又は収益事業等の特別会計以外への貸付は一切認められないこと。

- エ 物品の購入等については、競争入札や複数業者からの見積合わせ、市場価格調査等により適正に行われているかを確認されたいこと。不適正な契約が行われている場合には、その是正について指導を徹底されたいこと。
- オ 施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて多額であるような場合は、長期的に安定した施設運営を確保する上で問題が大きいと思料されるので、財源等の実態をよく把握し、その指導に万全を期されたいこと。

#### (4) 施設利用者等の処遇

- ア 施設利用者の処遇は、利用者のおかれる個別的、客観的事情を十分考慮し、その特性に応じた個々の処遇方針の下に、適切、かつ、効果的に行われるよう指導すること。
- イ 施設利用者の処遇は、利用者と施設職員との信頼関係を基調とするものであるから、相互の円滑な人間関係を確保するよう指導すること。
- ウ 施設利用者の日常生活の指導等に当たっては、食事の内容、被服、保健衛生等への配慮はもとより、教養の向上、機能回復訓練、施設内作業、レクリエーション、その他余暇の善用等、豊かな生活を送らせるための配慮をさせるよう指導すること。

特に、給食を実施する場合については、栄養、カロリーの確保に留意し、特に栄養士の設置されていない施設については、所要カロリーが摂取されるよう指導すること。

- エ 施設利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要し、これを不正に使用するなどの事案が生ずることのないよう厳に指導されたいこと。

また、施設利用者からの預り金の適正な保管及び処理について十分点検されたいこと。

- オ 障害者支援施設等施設利用者による作業指導、機能訓練等を行う施設にあつては、対象者の身体的機能及び能力、作業意欲等に応じた科目を選定し、効果ある指導、訓練が行われるよう配意すること。

また、この場合、作業設備の機械化に伴って作業中の事故が多くなっていることに鑑み、これら事故防止対策についても十分配意すること。

#### (5) 安全対策

火災等に対する災害事故防止については、施設利用者の特殊性に鑑み、その対策には特段の配慮が必要であるので、防災設備の点検整備はもとより、平素から所轄消防機関との連携を密にするとともに、火災の予防、避難訓練等を十分に行い、非常災害の際の利用者の安全対策に万全を期すよう指導すること。

#### (6) その他

- ア 社会福祉法人会計基準制定の趣旨を徹底させるとともに、会計諸帳簿を整備し、適正かつ明確な会計事務処理が行われるよう繰り返し指導されたいこと。
- イ 法人の理事長等が医療事業等他の事業を営んでいる場合、資金の混同等を生じるおそれがあるので、特に留意されたいこと。
- ウ 資産管理の状態及び借入金の有無については、極力登記簿謄本による確認も行われたいこと。
- エ 法人印及び代表者印の管理について、管理者が定められているなど管理が厳正に行われているかどうか十分に点検されたいこと



## 社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて

(平成29年3月29日)

(社援基発第0329第1号)

(各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部(局)長あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務・社会・援護局福祉基盤・社会・援護局障害保健福祉部企画・老健局高齢者支援課長連名通知)

社会福祉法人における契約等の取扱いについては、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成12年2月17日付け社援施第7号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知。以下「旧通知」という。)により行われているところであるが、社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第21号)により、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等が図られることで、適正かつ公正な支出管理が自律的に確保できる法人体制となることを踏まえ、事前及び事後の確認により適正な契約を担保することとし、次のとおり、社会福祉法人における入札契約等の取扱いを見直し、平成29年4月1日より適用することといたしました。また、旧通知については、同日をもって廃止します。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、本通知の内容等を御了知いただき、各社会福祉法人に周知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき都道府県又は市(特別区を含む。)が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。

### 1 入札契約関係について

各法人の行う入札契約については、法人運営の一層の明確化を図るため、随意契約及び競争契約についての基準を示してきたところであるが、その重要性ははまだ変わるものではなく、今後、各法人の策定する経理規程についても、以下の事項を踏まえ、明確に規定すること。

- (1) 理事長が契約について職員に委任する場合は、その委任の範囲を明確に定めること。
- (2) 契約に関する具体的事務処理を契約担当者以外の職員に行わせることは差し支えないこと。
- (3) 随意契約によることができる場合の一般的な基準は次のとおりとする。

ア 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が別表に掲げる区分に応じ同表右欄に定める額を超えない場合(各法人において、別表に定める額より小額な基準を設けることは差し支えないこと)

イ 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合

- ① 不動産の買入れ又は借入れの契約を締結する場合
- ② 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達成することができない場合
- ③ 既設の設備の密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、

既設の設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある設備、機器等の増設、改修等の工事を行う場合

- ④ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができない場合
- ⑤ 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は物質である場合
- ⑥ 日常的に消費する食料品や生活必需品の購入について、社会通念上妥当と認められる場合

ウ 緊急の必要により競争に付することができない場合

- ① 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事を行う場合
- ② 災害発生時の応急工事及び物品購入等を行う場合
- ③ メチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)等の感染を防止する消毒設備の購入など、緊急に対応しなければ入所者処遇に悪影響を及ぼす場合

エ 競争入札に付することが不利と認められる場合

- ① 現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合
- ② 買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させる恐れがある場合
- ③ 緊急に契約をしなければ、契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならない恐れがある場合
- ④ ただし、予定価格が1,000万円を超える施設整備及び設備整備を行う場合は、前記②及び③の適用は受けない。

オ 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合

- ① 物品の購入に当たり、特定の業者がその物品を多量に所有し、しかも他の業者が所有している当該同一物品の価格に比して有利な価格でこれを購入可能な場合
- ② 価格及びその他の要件を考慮した契約で他の契約よりも有利となる場合
- ③ ただし、予定価格が1,000万円を超える設備整備を行う場合は、前記①及び②の適用は受けない。

カ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合（契約保証金及び履行期限を除き、最初競争に付するときに定めた予定価格その他条件を変更することはできないこと）

キ 落札者が契約を締結しない場合（落札金額の制限内での随意契約であるとともに、履行期限を除き、最初競争に付するときに定めた条件を変更することはできないこと）

(4) 価格による随意契約（(3)アの契約をいう。）は、3社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。ただし、契約の種類に応じて、下記の金額を超えない場合には、2社以上の業者からの見積もりで差し支えないこと。

- ・工事又は製造の請負：250万円
- ・食料品・物品等の買入れ：160万円
- ・上記に掲げるもの以外：100万円

また、見積もりを徴する業者及びその契約の額の決定に当たっては、公平性、透明性の確保に十分留意することとし、企画競争等を行うことが望ましいこと。

なお、継続的な取引を随意契約で行う場合には、その契約期間中に、必要に応じて

価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めること。

(5) 予定価格の定め方は次のとおりとする。

ア 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約で、燃料の契約など品質、価格が安定していて、契約を反復して締結する必要がないものなどは、単価についてその予定価格を定め、見込み数量を勘案した総額をもって決定することができる。

イ 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、前年度の実績や当該年度の予算を参考に取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

なお、施設整備などの契約の場合は、設計事務所に意見を徴するなどにより予定価格を定めるものとする。

(6) 施設整備及び設備整備に係る契約については、平成13年7月23日付雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」に変更を加えるものではない。

また、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」(厚生労働事務次官通知)等に係る施設整備及び設備整備に係る契約については、交付の条件によること。

(7) 会計監査に係る契約については、(3)から(5)までにかかわらず、随意契約が可能であること。

具体的には、複数の会計監査人候補者から提案書等を入手し、法人において選定基準を作成し、提案内容について比較検討のうえ、選定すること。なお、価格のみで選定することは適当ではないこと。

また、複数の会計監査人候補者から提案書等を入手するにあたっては、日本公認会計士協会のホームページにおいて公表されている公会計協議会社会保障部会の部会員リストを参考資料として活用できること。

(8) 重要な契約については、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)

第45条の13第4項に基づき、理事会において決定するとともに、理事長及び業務執行理事は、法第45条の16第3項に基づき、契約結果等を理事会に報告しなければならないこと。

## 2 計算書類等の扱いについて

会計帳簿については、法第45条の24に基づき、適時に正確な会計帳簿を作成するとともに、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、会計帳簿及び事業に関する重要な資料を保存しなければならないこと。また、契約に係る証憑書類についても、同様に保存すること。

計算書類については、法第45条の27に基づき、毎会計年度終了後3月以内に計算書類及び付属明細書を作成するとともに、計算書類を作成した時から10年間、計算書類及び付属明細書を保存しなければならないこと。

財産目録については、法45条の34に基づき、毎会計年度終了後3月以内に作成するとともに、5年間保存しなければならないこと。

別 表

区分	金額
会計監査を受けない法人	1,000万円
会計監査を受ける法人 ※会見監査人設置法人及び会計監査人を設置 せずに公認会計士又は監査法人による会計監 査を受ける法人	法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定 (上限額) ・ 建築工事：20億円 ・ 建築技術・サービス：2億円 ・ 物品等：3,000万円

# 社会福祉施設整備の競争契約における最低制限価格制度の取扱いについて

(平成17年10月5日)

(社援基発第1005003号)

(各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部(局)長あて厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長，社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知)

社会福祉施設の整備を行うに当たっては、その適正な実施のため、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」において、交付の条件として、地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならないこととしているところです。

しかしながら、会計検査院において、社会福祉施設の競争契約における最低制限価格制度の運用状況についての検査が行われ、その結果、都道府県市の設定方法を参考にしないまま予定価格に対し著しく高率の最低制限価格を設定しているものがあつた旨指摘がありました。

つきましては、社会福祉施設の整備事業のより一層の適正かつ経済的な執行を図るため、地方公共団体以外の者が、競争入札において最低制限価格を設定する必要がある場合は、その設定方法について下記のとおり取り扱われるよう、貴管内において補助事業を行う社会福祉法人等に対して、周知徹底方お願いいたします。

また、貴職におかれましては、最低制限価格制度の適用についても交付の条件として、厳格な審査及び指導を行われますようお願いいたします。

なお、下記取扱いが円滑に行われますよう、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日雇児発第488号，社援発第1275号，老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長，社会・援護局長，老健局長連名通知）に基づく法人からの入札前・契約締結時の報告に際しては、最低制限価格の設定状況についても必要な指導，確認を行われますようご配慮願います。

## 記

### 最低制限価格を設定する場合の具体的取扱い

(1) 最低制限価格の設定については、都道府県市が実施する公共工事等の契約手続きに準拠し、工事請負契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要と認められる場合に設定できるものであること。

(2) 補助事業等を行う社会福祉法人等が特に必要と認めて最低制限価格を設定する場合は、都道府県市が実施する公共工事等において最低制限価格を設定する際の算定方法に準じて算出した額とすること。

(3) (2)による設定額を超える場合は、別途、合理的な設定根拠が求められるものであること。この場合、国庫補助基準額を設定根拠とすることは合理的な根拠とは認められないこと。

## 福山市条件付一般競争入札事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が行う、入札後に入札に参加する者に必要な資格を審査する建設工事の条件付一般競争入札（以下「一般競争入札（ダイレクト型）」という。）の事務に関し、福山市契約規則（昭和41年規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 一般競争入札（ダイレクト型）の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、入札に付するすべての建設工事とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(入札参加資格要件)

第3条 対象工事の入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、各号に規定する要件を定めないことができる。

- (1) 対象工事に係る業種について、福山市建設工事等競争入札参加者資格審査会規程（平成26年訓令・上下水道事業管理規程・病院事業管理規程第1号）に基づく入札参加資格の認定を受けている者
- (2) 入札参加資格の認定に係る格付の等級が、対象工事の請負設計金額の区分に応じ、福山市建設工事等競争入札参加者資格審査会運営要綱（昭和62年7月1日施行 以下「運営要綱」という。）第8条第1項に定めるものである者又は対象工事の業種に係る経営事項審査の総合評点が指定した数値である者（別記1の「上位等級から入札参加できる者」の要件を満たす場合は、運営要綱第8条第1項の発注の標準となる工事の請負設計金額に対応する等級の上位等級の者を含む。）
- (3) 土木一式工事、舗装工事及びとび・土工・コンクリート工事（グラウト工事など特殊なものを除く。）のうち、対象工事の請負設計金額が1,000万円未満である場合は別記2に定める地域内に、対象工事の請負設計金額が1,000万円以上3,500万円未満である場合は別記3に定める地域内に、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた本店（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に定める主たる営業所をいう。以下同じ。）を有する者
- (4) 対象工事の業種に係る年間平均完成工事高（入札参加資格申請時に提出した法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等に記載されているものとする。以下同じ。）が対象工事の予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）以上である者。ただし、大規模工事や特殊工事等で、過去の施工実績や講習受講実績等を求める場合は、入札参加資格要件として年間平均完成工事高を定めないことができる。
- (5) 対象工事の公告日から落札決定の日までの間のいずれの日においても、福山市建設工事等指名除外基準要綱（平成6年11月17日施行）に基づく指名除外又は指名留保

措置を受けていない者

(6) 請負設計金額に応じ、次に定める者

ア 請負設計金額が1億5千万円以上である場合は、対象工事と同種・同規模の工事（原則として当該対象工事の規模の80%以上の工事とする。）の元請けとしての施工実績（原則として直近10年以内の実績とし、工事の内容により、最大で直近15年以内の実績とすることができる。なお、共同企業体の構成員としての実績の場合にあっては、原則として出資比率が20%以上の実績とする。）を有する者。ただし、工事の種類又は性質等によっては、入札参加資格要件として施工実績を定めないことができる。

イ 請負設計金額が1億5千万円未満である場合は、対象工事の内容に応じ、市長が必要と認めるときに、別に定める施工実績を有する者

(7) 対象工事に係る業種について、法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けている者。ただし、対象工事の内容に応じ、法第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者とすることができる。

(8) 対象工事に係る業種について、法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた本店を福山市内に有する者。ただし、特に必要があると認める場合は、本店又は支店等を広島県内に有する者とすることができる。

(9) 対象工事に必要な技術者の資格を有する者を配置できる者。なお、請負設計金額が1億5千万円以上であるときは、対象工事に必要な監理技術者の資格及び経験（原則として直近10年以内の経験とし、工事の内容により、最大で直近15年以内の実績とすることができる。）を有する者を専任で配置できる者とする。ただし、工事の種類又は性質等によっては、入札参加資格要件として経験を定めないことができる。

(10) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がない者

(11) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者

(12) 福山市建設工事成績評定活用要領（平成18年4月1日施行）第2条（1）に基づく入札参加制限を受けていない者

(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が個々の対象工事ごとに特に必要と認めて定める要件を満たしていると認められる者

2 共同企業体に工事を発注する場合は、次のとおりとする。

(1) 代表構成員においては前項各号（第3号及び第4号を除く。）に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(2) その他の構成員においては前項各号（第3号、第4号、第6号及び第9号を除く。）に掲げる要件を満たすものでなければならない。

（入札参加資格要件の決定等）

第4条 契約担当課長は、対象工事を発注する工事主管課長と協議の上、規則第28条に規定する公告案を作成し、あらかじめ別に定める福山市建設工事等入札参加者審査会（以下「審査会」という。）に諮るものとする。

2 当該工事の入札参加資格要件は、審査会の議を経て、福山市事務決裁規程（昭和41年訓令第2号）に定める決裁権者（以下「決裁権者」という。）が決定する。ただし、請負

設計金額が3千5百万円未満であるときは、審査会の議を経ないで決定することができる。

(公告)

第5条 市長は、第3条に規定する入札参加資格要件のほか、対象工事の概要、入札の手続き及び技術資料の記載方法等について定め、規則第27条の規定に基づき公告するものとする。

(電子入札システムの使用)

第6条 一般競争入札(ダイレクト型)は、原則として、福山市電子入札実施要領(平成17年4月1日施行 以下「要領」という。)に定めるところにより電子入札システムを使用して行うものとする。

(入札手続)

第7条 入札に参加しようとする者は、対象工事の公告に定める期限までに、入札書を提出しなければならない。

2 入札に参加しようとする者は、入札書の提出に併せ、当該工事に係る工事費内訳書を提出しなければならない。

3 入札に参加した者は、その提出した入札書又は工事費内訳書を書換えし、引換えし、又は撤回することができない。

(開札処理)

第8条 契約担当課長は、入札後、要領に基づき、電子入札システムを使用して入札書又は工事費内訳書を一括開札するものとする。ただし、障害等により電子入札システムを使用した入札手続ができないときは、要領に基づき適切な処置をとるものとする。

2 契約担当課長は、最低価格入札者を落札候補者として選定した後、落札決定を保留し、当該開札処理を終了するものとする。

3 前項の場合において、最低価格入札者が二者以上あるときは、要領に基づき電子くじを実施し、第一順位の者を落札候補者として選定するものとする。

(資格要件確認書類の提出)

第9条 市長は、前条の開札手続の終了後、落札候補者に対し、公告に定める入札参加資格要件に応じて、次に掲げる書類を指定する期限までに提出するよう、電子入札システムの資格要件確認書類提出依頼書により求めるものとする。

(1) 資格要件確認書類提出書

(2) 施工実績調書

(3) 技術者の資格・工事経験調書

(4) 入札参加申請時に提出した経営事項審査の総合評定値通知書又は、審査基準日がこれより後である経営事項審査総合評定値通知書等の写し

(5) その他別に指定する書類

2 資格要件確認書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(入札参加資格の審査及び落札決定)

第10条 契約担当課長は、入札参加資格の審査(以下「審査」という。)を、開札執行時間の順序により行うものとする。

2 審査は、入札書、工事費内訳書及び第9条に定める書類により行うものとする。

3 契約担当課長は、落札候補者の審査を行い、審査の結果、入札参加資格を有していると



認めるときは、その者を落札者とし、電子入札システムの落札決定通知書により、落札決定した旨を通知するものとする。

4 前項の場合において、入札参加資格を有していないと認めるときは、次順位者を落札候補者とし、第9条に規定する書類を資格要件確認書類提出依頼書により求め、審査を行い、落札者が決定するまで審査を行うものとする。

5 第3項及び前項の規定にかかわらず、契約担当課長は、請負設計金額が1億5千万円以上である場合及び0%から0.3%未満の許容範囲内において任意に電子計算機が決定した額を全者が下回った場合は、審査会の議を経て、落札決定を行うものとする。

(特定共同企業体に発注する場合の取扱い)

第11条 市長は、特定共同企業体に工事を発注する場合において、公告に定める入札参加資格要件を有する者から第3条第1号及び第2号に該当する者の状況を求められた場合は、該当業者一覧表を閲覧に供する。

2 その他、特定共同企業体に発注する場合の取扱いは、この要綱に定めるもののほか本市共同企業体取扱要綱等の定めによる。

(無効入札)

第12条 市長は、入札参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札参加者の入札を無効とする。この場合においては、当該入札参加者に対し、指名除外措置を行うことがある。

(1) 第9条の規定により市長から資格要件確認書類の提出を求められた者が市長が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合

(2) 資格要件の確認のために契約担当課長が行った指示に従わない場合

(3) 審査において第3条に掲げる入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(4) 第9条の規定により提出のあった書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

(5) その他当該建設工事等に係る契約の相手方となることができない事由が生じた場合

2 市長は、前条の規定により入札参加者の入札を無効としたときは、当該入札参加者に対して、その旨を通知するものとする。

(設計図書等の販売等)

第13条 対象工事の設計図書等は、公告に定める期間、指定複写先における設計図書等の書面等の販売又はその他の方法により確認の用に供する。

2 前項の設計図書等の販売は、有償とし、その費用は、入札参加希望者の負担とする。

(その他)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、1997年(平成9年)4月1日から施行する。

2 福山市条件付一般競争入札試行要綱(平成6年2月21日)は、廃止する。

附 則

この要綱は、2005年(平成17年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2006年(平成18年)4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、2009年（平成21年）9月30日から施行する。

附 則  
この要綱は、2009年（平成21年）11月20日から施行する。

附 則  
この要綱は、2010年（平成22年）3月10日から施行する。

附 則  
この要綱は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、2012年（平成24年）4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

別記 1

要綱第 3 条第 1 項第 2 号の「上位等級から入札参加できる者」は、次のいずれかに該当する者とする。

- 1 災害等の緊急時、本市の指示により対応可能な者が仮復旧工事を行い、後日当該工事施行場所において本格的に復旧工事を行う場合で当該仮復旧工事を行った者
- 2 工事施行場所と同一の当該小学校区等に本店を有する者。なお、この場合の小学校区等とは、福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則（昭和 44 年教育委員会規則第 12 号）に定める小学校等の通学区域をいい、次の表に示すものとする。

小学校等名	小学校等名	小学校等名	小学校等名
東	箕島	加茂	新市
西	高島	宜山	戸手
南	大津野	駅家	能登原
霞	坪生	桜丘	千年
川口	春日	緑丘	常石
手城	神村	長浜	山南
深津	本郷	西深津	神辺
樹徳	松永	野々浜	竹尋
泉	柳津	幕山	御野
旭	金江	久松台	湯田
光	藤江	山手	中条
引野	伊勢丘	日吉台	道上
蔵王	曙	川口東	遺芳丘
千田	新涯	駅家西	駅家北
御幸	多治米	大谷台	鞆の浦学園
津之郷	旭丘	明王台	
赤坂	有磨	内浦	
瀬戸	福相	内海	
熊野	山野	常金丸	
水呑	広瀬	網引	

別記2（第3条第1項第3号関係）

請負設計金額1,000万円未満の工事の地域については、次表のとおりとする。

地域名	小学校区等名
A地域	駅家, 駅家西, 宜山, 有磨, 福相, 常金丸, 網引, 新市, 戸手, 駅家北
B地域	加茂, 広瀬, 山野, 神辺, 竹尋, 御野, 湯田, 中条, 道上
C地域	神村, 本郷, 松永, 柳津, 金江, 藤江, 能登原, 千年, 常石, 山南, 内浦, 内海, 遺芳丘
D地域	泉, 山手, 津之郷, 赤坂, 瀬戸, 熊野, 水呑, 高島, 明王台, 鞆の浦学園
E地域	手城, 深津, 引野, 蔵王, 大津野, 坪生, 春日, 伊勢丘, 旭丘, 緑丘, 長浜, 西深津, 野々浜, 日吉台, 幕山, 大谷台
F地域	東, 西, 南, 霞, 川口, 樹徳, 旭, 光, 千田, 御幸, 箕島, 曙, 新涯, 多治米, 桜丘, 久松台, 川口東

別記3（第3条第1項第3号関係）

請負設計金額1,000万円以上3,500万円未満の工事の地域については、次表のとおりとする。

地域名	小学校区等名
第1地域	駅家, 駅家西, 宜山, 有磨, 福相, 常金丸, 網引, 新市, 戸手, 加茂, 広瀬, 山野, 神辺, 竹尋, 御野, 湯田, 中条, 道上, 駅家北
第2地域	神村, 本郷, 松永, 柳津, 金江, 藤江, 能登原, 千年, 常石, 山南, 内浦, 内海, 泉, 山手, 津之郷, 赤坂, 瀬戸, 熊野, 水呑, 高島, 明王台, 遺芳丘, 鞆の浦学園
第3地域	手城, 深津, 引野, 蔵王, 大津野, 坪生, 春日, 伊勢丘, 旭丘, 緑丘, 長浜, 西深津, 野々浜, 日吉台, 幕山, 大谷台, 東, 西, 南, 霞, 川口, 樹徳, 旭, 光, 千田, 御幸, 箕島, 曙, 新涯, 多治米, 桜丘, 久松台, 川口東

## 福山市測量、建設コンサルタント等業務条件付一般競争入札事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が行う、入札後に入札に参加する者に必要な資格を審査する測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係建設コンサルタント業務（以下「測量、建設コンサルタント等業務」という。）の条件付一般競争入札（以下「一般競争入札（ダイレクト型）」という。）の事務に関し、福山市契約規則（昭和41年規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(対象業務)

第2条 一般競争入札（ダイレクト型）の対象となる測量、建設コンサルタント等業務（以下「対象業務」という。）は、入札に付する測量、建設コンサルタント等業務のうち設計金額300万円以上の業務とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(入札参加資格要件)

第3条 対象業務の入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、各号に規定する要件を定めないことができる。

- (1) 対象業務に係る業種（対象業務が複数の業種にわたる場合は、すべての業務に応じた業種とする。以下同じ。）について、福山市建設工事等競争入札参加者資格審査会規程（平成26年訓令・上下水道事業管理規程・病院事業管理規程第1号）に基づく入札参加資格の認定を受けている者
- (2) 入札参加資格の認定に係る格付の等級が、対象業務の設計金額の区分に応じ、福山市建設工事等競争入札参加者資格審査会運営要綱（昭和62年7月1日施行 以下「運営要綱」という。）第8条第2項に定めるものである者
- (3) 対象業務の公告日から落札決定の日までの間のいずれの日においても、福山市建設工事等指名除外基準要綱（平成6年11月17日施行）に基づく指名除外又は指名留保措置を受けていない者
- (4) 対象業務の内容に応じ、別に定める業務実績を有する者。ただし、業務の内容によっては、入札参加要件として業務実績を定めないことができる。
- (5) 福山市内に本店を有する者。ただし、特に必要があると認める場合は、本市との契約締結権限が福山市内の支店等に委任されており、直近の法人市民税の確定申告における福山市分の従業員が6人以上いる者を参加させることができる。
- (6) 対象業務に必要な技術者の資格を有する者を配置できる者。ただし、業務の内容によっては、入札参加要件として技術者の資格を定めないことができる。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が個々の対象業務ごとに特に必要と認めて定める要件を満たしていると認められる者

(入札参加資格要件の決定等)

第4条 契約担当課長は、対象業務を発注する業務主管課長と協議の上、規則第28条に規定する公告案を作成し、あらかじめ別に定める福山市建設工事等入札参加者審査会（以下「審査会」という。）に諮るものとする。

2 当該業務の入札参加資格要件は、審査会の議を経て、福山市事務決裁規程（昭和41年訓令第2号）に定める決裁権者（以下「決裁権者」という。）が決定する。ただし、設計金額が1千万円未満であるときは、審査会の議を経ないで決定することができる。

(公告)

第5条 市長は、第3条に規定する入札参加資格要件のほか、対象業務の概要、入札の手続き及び技術資料の記載方法等について定め、規則第27条の規定に基づき公告するものとする。

(電子入札システムの使用)

第6条 一般競争入札（ダイレクト型）は、原則として、福山市電子入札実施要領（平成17年4月1日施行 以下「要領」という。）に定めるところにより電子入札システムを使用して行うものとする。

(入札手続)

第7条 入札に参加しようとする者は、対象業務の公告に定める期限までに、入札書を提出しなければならない。

(開札処理)

第8条 契約担当課長は、入札後、要領に基づき、電子入札システムを使用して入札書を一括開札するものとする。ただし、障害等により電子入札システムを使用した入札開札手続きができないときは、要領に基づき適切な処置をとるものとする。

2 契約担当課長は、最低価格入札者を落札候補者として選定した後、落札決定を保留し、当該開札処理を終了するものとする。

3 前項の場合において、最低価格入札者が二者以上あるときは、要領に基づき電子くじを実施し、第一順位者を落札候補者として選定するものとする。

(資格要件確認書類の提出)

第9条 市長は、前条の開札手続きの終了後、落札候補者に対し、公告に定める入札参加資格要件に応じて、次に掲げる書類を指定する期限までに提出するよう、電子入札システムの資格要件確認書類提出依頼書により求めるものとする。

(1) 資格要件確認書類提出書

(2) 業務実績調書

(3) 技術者の資格調書

(4) その他別に指定する書類

2 資格要件確認書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(入札参加資格の審査及び落札決定)

第10条 契約担当課長は、入札参加資格の審査(以下「審査」という。)を、開札執行時間の順序により行うものとする。

2 審査は、入札書及び第9条に規定する書類により行うものとする。

3 契約担当課長は、落札候補者の審査を行い、審査の結果、入札参加資格を有していると認めるときは、その者を落札者とし、電子入札システムの落札決定通知書により、落札決定した旨を通知するものとする。

4 前項の場合において、入札参加資格を有していないと認めるときは、次順位者を落札候補者とし、第9条に規定する書類を資格要件確認書類提出依頼書により求め、審査を行い、落札者が決定するまで審査を行うものとする。

(無効入札)

第11条 市長は、入札参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札参加者の入札を無効とする。この場合においては、当該入札参加者に対し、指名除外措置を行うことがある。

(1) 第9条の規定により市長から資格要件確認書類の提出を求められた者が、市長が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合

(2) 資格要件の確認のために契約担当課長が行った指示に従わない場合

(3) 審査において第3条に掲げる入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(4) 第9条の規定により提出のあった書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

(5) その他当該業務等に係る契約の相手方となることができない事由が生じた場合

2 市長は、前条の規定により入札参加者の入札を無効としたときは、当該入札参加者に対して、その旨を通知するものとする。

(設計図書等の販売等)

第12条 対象業務の設計図書等は、公告に定める期間、指定複写先における設計図書等の書面等の販売又はその他の方法により確認の用に供する。

2 前項の設計図書等の販売は、有償とし、その費用は、入札参加希望者の負担とする。

(その他)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2010年(平成22年)3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、2012年(平成24年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年(平成26年)4月1日から施行する。

## 福山市建設工事共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事のうち、共同施工することにより当該工事を円滑に実施し、かつ、地元建設業者の健全な育成等を図ることを目的として結成する共同企業体の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「共同企業体」とは、特定の建設工事の施工を目的として共同施工方式により、その都度結成される共同企業体をいう。

2 この要綱において「工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

3 この要綱において「地元建設業者」とは、本市の区域に主たる営業所を有する者をいう。

(適用)

第3条 共同企業体との工事請負契約その他の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、福山市契約規則（昭和41年規則第13号）、福山市建設工事執行規則（昭和41年規則第52号）、福山市建設工事等競争入札参加資格審査会規程（平成26年訓令・上下水道事業管理規程・病院事業管理規程第1号）、福山市条件付一般競争入札事務処理要綱（1997年（平成9年）4月1日施行）及び福山市建設工事等入札参加者審査会設置要領（2007年（平成19年）4月1日施行）の定めるところによる。

(対象工事)

第4条 共同企業体に発注する対象工事は、原則として設計金額が別表左欄に掲げる工事の種類に応じ、右欄に掲げる金額以上であり、かつ、その工期、工事内容、技術的特性、現場状況等を総合的に勘案し、福山市建設工事入札参加者審査会の議を経て、市長が選定するものとする。

2 前項に掲げる工事の種類以外の工事においても、共同企業体による施工が適当であると認められるものについては、共同企業体方式により発注を行うことができる。

(共同企業体の要件等)

第5条 共同企業体の資格要件及び結成方法は、次に定めるところによる。

(1) すべての構成員が、当該年度の建設工事の入札参加有資格者名簿に登載されているものであること。

(2) すべての構成員が、建設業の許可を有してから3年以上の営業年数その他相当の施工実績を有すること。

(3) 構成員の数は、2又は3とし、工事ごとに定めるものとする。ただし、大規模工事については、この限りでない。

(4) 組合せは、当該業種の等級区分の第二位等級以上に属するもので構成するものとする。ただし、施工技術上等特段の必要性がある場合には、第三位等級以下に属するものが構成員となることができる。

(5) すべての構成員が当該工事に対応する許可業種にかかる監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

(6) 各構成員の出資比率の最小限度基準については、原則として次のとおりとする。

2社の場合 30%

3社の場合 20%

ただし、構成員がともに地元建設業者で構成する場合は、この限りでない。

(7) 代表者は原則として構成員のうち施工能力の大きい者とし、その出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(共同企業体の結成手続き)

第6条 共同企業体は、原則として構成員の任意の組合わせにより結成するものとし、この場合において構成員は、同一工事で2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

2 共同企業体を結成しようとする者は、所定の期日までに共同企業体協定書を郵送（配達証明付書留郵便に限る。）により提出するものとする。

3 前項の共同企業体協定書を提出しなかった者は、当該工事の入札を無効として取扱うこととする。

(入札手続)

第7条 共同企業体の代表者は、入札書及び工事費内訳書を提出しなければならない。

(契約の締結)

第8条 共同企業体との契約の締結に当たっては、契約書に共同企業体の代表者及び当該構成員の代表者全員が記名押印しなければならない。

(代表者の権能)

第9条 工事の監督、請負代金の支払等契約に基づく行為については、共同企業体の代表者を相手方とするものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、1994年（平成6年）5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、1997年（平成9年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2009年（平成21年）9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、2009年（平成21年）10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、2010年（平成22年）3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

建設工事の種類	発注の標準となる金額
建築一式工事	5億円以上
土木一式工事	3億円以上
管工事	1億5千万円以上
電気設備工事	1億5千万円以上



## 福山市建設工事最低制限価格事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が行う建設工事の競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づき、最低制限価格を設ける場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、用語の意義は、電子計算機による入札事務の執行についての福山市契約規則の特例に関する規則（平成元年規則第28号。）に定めるところによる。

(電算基準最低制限価格の算定方法)

第3条 電算基準最低制限価格（以下「基準価格」という。）は、工事の種類ごとに次の各号に定める式により算定する。なお、基準価格に1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円に切り上げるものとする。

(1) 土木関連工事

直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費等×55%

(2) 建築関連工事（建築物に付随する設備工事を含む。）

直接工事費×89.5%+共通仮設費×90%+諸経費×95%

(3) 建築物の解体工事

直接工事費×79.5%+共通仮設費×90%+諸経費×95%

(4) プラント設備工事（プラント設備工事に付随する電気工事等を含む。）

機器費×80%+直接工事費×97%+共通仮設費×90%+（現場管理費+据付間接費+設計技術費）×90%+一般管理費等×55%

(5) 水道施設工事

直接工事費×92%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費等×55%

(最低制限価格の算出)

第4条 最低制限価格は、基準価格をもとに、0%から0.3%未満の許容範囲内において任意に電子計算機が算出した額（すべての入札金額が当該算出金額を下回った場合は、当該基準価格とする。以下「基準最低制限価格」という。）に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額とする。

2 最低制限価格は、開札時に算出するものとする。

3 基準価格が電算基準予定価格の92%を超える場合には、最低制限価格は、電算基準予定価格の92%を基準価格として第1項により設定するものとする。

4 基準価格が電算基準予定価格の75%を下回る場合には、最低制限価格は、電算基準予定価格の75%を基準価格として第1項により設定するものとする。

(予定価格調書への記載)

第5条 最低制限価格及び基準最低制限価格は、予定価格調書に記載するものとする。

(その他)

第6条 この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2010年（平成22年）3月10日から施行する。

附 則

この要領は、2012年（平成24年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2013年（平成25年）12月1日から施行する。

附 則

この要領は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

# 福山市測量、建設コンサルタント等業務最低制限価格事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が行う測量、建設コンサルタント等業務の競争入札において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項の規定に基づき、最低制限価格を設ける場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、用語の意義は、電子計算機による入札事務の執行についての福山市契約規則の特例に関する規則(平成元年規則第28号)に定めるところによる。

(電算基準最低制限価格の算定方法)

第3条 電算基準最低制限価格(以下「基準価格」という。)は、業務の種類ごとに次の各号に定める式により算定する。なお、基準価格に1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円に切り上げるものとする。

(1) 測量業務

直接測量費+測量調査費+諸経費×48%

(2) 建築関係建設コンサルタント業務

直接人件費+特別経費+技術料等経費×60%+諸経費×60%

(3) 土木関係建設コンサルタント業務

直接人件費+直接経費+その他原価×90%+一般管理費等×48%

(4) 地質調査業務

直接調査費+間接調査費×90%+解析等調査業務費×80%+諸経費×48%

(5) 補償関係コンサルタント業務

直接人件費+直接経費+その他原価×90%+一般管理費等×45%

(最低制限価格の算出)

第4条 最低制限価格は、基準価格をもとに、0%から0.3%未満の許容範囲内において任意に電子計算機が算出した額(すべての入札金額が当該算出金額を下回った場合は、当該基準価格とする。以下「基準最低制限価格」という。)に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額とする。

2 最低制限価格は、開札時に算出するものとする。

3 基準価格が電算基準予定価格の85%を超える場合には、最低制限価格は、電算基準予定価格の85%を基準価格として第1項により設定するものとする。

4 基準価格が電算基準予定価格の60%を下回る場合には、最低制限価格は、電算基準予定価格の60%を基準価格として第1項により設定するものとする。

(予定価格調書への記載)

第5条 最低制限価格及び基準最低制限価格は、予定価格調書に記載するものとする。

(その他)

第6条 この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、2010年(平成22年)3月10日から施行する。

- 附 則  
この要領は、 2012年（平成24年）4月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、 2013年（平成25年）12月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、 2015年（平成27年）4月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、 2016年（平成28年）4月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、 2017年（平成29年）4月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、 2018年（平成30年）4月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、 2020年（令和2年）4月1日から施行する。